

平成 17 年度会計支出調査について〔大阪府会計支出対象調査分〕

1 調査実施の必要性

17 年度会計支出調査は、本年 2 月に公表した「不適正会計等にかかる当面の対応(案)」に基づき、昨年末以来の不適正会計処理(裏金)問題について、新たな不適正な会計処理による現金捻出の存否の確認し、この問題に関する府民への説明責任を果たすことを目的として実施した。

なお、府議会の不適正会計調査特別委員会からの意見も踏まえ、その調査結果の信頼性を会計分野の専門家である公認会計士の視点で検証することとし、以下のように調査と検証を組み合わせ実施した。

府職員による、不適正な会計処理につながりやすい支出科目の支払い状況調査
[調査結果報告：平成 17 年度会計支出調査結果報告書(大阪府分)]

調査結果に対する客観性と信頼性を確認するための会計の専門家(公認会計士)による検証
[検証結果報告：検証結果等報告書]

2 調査及び検証結果

平成 17 年度会計支出調査における、約 42 万 6 千件の支出の支払い状況については、既に判明している環境農林水産部北部・南部家畜保健衛生所における事案を除き、いわゆる裏金といった、現金の捻出につながるような不適正な会計処理は認められなかった。

しかしながら、公認会計士による検証において、会計の専門家の視点から、「適正さを欠く会計処理」とされる事案が 1 件確認された。

「適正さを欠く会計処理」とされる事案について

健康福祉部障害保健福祉室に事務局を置く「大阪府障害者スポーツ振興協会」への委託料について、府に対して全額使用と報告していたが、実際は、余剰金(3,222,594 円)を留保していることが確認された。

速やかに大阪府への返還を行う予定

また、17 年度会計支出調査及び公認会計士による検証において、一部の会計処理に、事務処理上の過誤により事実行為と相違した支出が見受けられた。

事務処理上の過誤による支出

- ・ 17 年度会計支出調査で判明したもの...17 件、支出金額 1,068,711 円
- ・ 公認会計士による検証で判明したもの...3 件、支出金額 11,470 円

上記の支出については、速やかに過払いの返還や未払いの追加支給などの是正措置を講じることとしている。〔一部は是正措置済み〕

【参 考】適正さを欠く会計処理と事務処理上の過誤による支出について

適正さを欠く会計処理

いわゆる「裏金」の捻出につながる会計処理ではないが、会計手続きの不備や誤りによって、適正な会計処理と言えないもの。

事務処理上の過誤による支出

実績確認誤り、入力誤り等の錯誤や、適用単価や契約方法の選択の誤りなど判断ミスによる支出処理。

3 調査及び検証の内容

(1) 調査の内容

対象年度

平成 17 年度会計支出（調査着手時点で決算調製が完了している直近の会計年度）

調査対象機関

知事部局の全室課・所、水道部、教育委員会事務局、府立学校など 380 所属

調査対象経費

現金の捻出につながる可能性のある経費全件について調査

（支出件数 426,753 件、支出金額 993,220,148,679 円）

調査方法

ア) 実地調査

各所属での個別の公費支出が適切に処理されているかを、支出関係書類、支払状況、成果品や購入品の現物目視などを交えて適否を確認。

調査は大阪府職員により実施したが、客観性を高めるため、異なる機関や所属の職員が確認作業を行うとともに、必要に応じて総務部財政課職員が事情聴取や実地調査を行った。（調査期間：平成 19 年 3 月 19 日から 5 月 25 日まで）

イ) 抽出調査

取引業者への前渡し金や非常勤職員の架空雇用の有無を調査、確認するため、取引業者等 220 社(者)及び非常勤職員 220 名に対して、支払い状況の書面確認等を行い、適切な支払いを確認した。

(2) 検証の内容

林 光行 公認会計士に検証業務を委託。検証にあたっては、林 光行 公認会計士の指揮のもと、公認会計士 9 名、税理士 1 名を構成員とする 11 名に、以下の内容によって作業いただいた。

書面調査

府の実地調査結果である支払状況調査報告書、及びチェックリストの記載内容に関する確認、聴き取り等を行った。

実地検証

任意に抽出した所属(23 所属)に赴き、支出関係書類の閲覧や現物確認により支出状況の妥当性を確認、また、一部の所属では金庫内点検も実施した。

抽出調査

財政課実施の抽出調査について、実施状況の聴き取りと回答書の確認を行った。

平成 17 年度支出調査結果の概要〔指定出資法人調査分〕

1 調査結果

指定出資法人 46 法人の平成 17 年度の会計支出について、公認会計士の助言の下、調査したところ、いわゆる裏金といった、現金の捻出につながるような不適正な会計処理は認められなかった。

なお、今回の調査とは別に、18 年度決算において、事務処理上の過誤による会計処理の是正が行われた法人が 1 法人あった。

2 調査内容

(1) 対象年度

平成 17 年度会計支出（大阪府調査と同様）

(2) 調査対象法人

指定出資法人 46 法人

(3) 調査対象経費

大阪府調査同様、不適正な会計処理による現金の捻出につながる可能性のある経費（支出科目）

(4) 調査方法

実地調査

平成 17 年度法人会計において、個別の支出行為が適切に処理されているかを会計帳簿（総勘定元帳）や預金通帳、金庫内の現金などで確認。

目的外の現金の捻出につながる確認方法など調査方法について、公認会計士の助言の下、法人所管課職員が法人に赴いて、支出内容や関係書類等の調査を行った。

抽出調査

法人についても、大阪府調査同様、取引業者等に対する抽出調査を行った。

法人との取引回数が複数回ある取引業者等（16 社 115 件）に対して、出資法人課職員が赴いて確認を行った。

協議会等の会計調査

法人が業務として事務局事務を行う協議会等について、支出状況が適正であるかどうかを関係書類などで確認。

法人からの報告

法人から「平成 17 年度会計処理が適正であった」旨の報告を徴した。

3 今後の対応について

今回の調査において、法人における会計処理については、一法人で事務処理上の過誤による会計処理があったものの、概ね適正に行われていた。

今後は、より一層適正な会計処理が行われるよう、法人に対して、外部監査の導入、公認会計士など会計の専門家の監事への就任について、強く働きかけていく。

また、法人が適正な会計処理も含めて、法人が説明責任を果たし、コンプライアンス確保を図るため、法人における内部通報制度の構築に向けた積極的な取組みを促していく。